

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平委員長 次に、太田和美君。

○太田（和）委員 民主党の太田和美でございます。

本日は、カルタヘナ法の一部改正について質問させていただきますと思います。

さて、我が国では、二〇〇〇年に採択されましたカルタヘナ議定書の国内担保法であるカルタヘナ法は、二〇〇三年に公布され、二〇〇四年に施行がされています。遺伝子組み換え生物による生物多様性の保全や持続可能な利用への悪影響を防止するための規制が実施されていると思えます。

しかし、カルタヘナ議定書には、遺伝子組み換えによって生物多様性が損なわれた場合の対応についての規定がなく、国際的な議論を得て、その後、二〇一〇年に、生物多様性に損害が生じた場合の対応に関する愛知・クアラルンプール補足議定書が採択され、国際的枠組みが整備されたもの

だと思えます。そして、我が国も、二年後、二〇一二年にはこの補足議定書に署名をいたしましたものだと思います。

この補足議定書採択から七年がたっております。署名から五年が経過しております。そして、やつと本日、この補足議定書を担保する国内法について議論させていただいているわけでありましてけれども、まずは、お伺いしたいと思えますが、そもそもなぜこんなに国内法整備に時間がかかってしまったのかということですか。

昨年のパリ協定のときもそうだったと思えます。わかっていながらも、発効前ギリギリにならないと動かなかったということがありました。インドや中国が批准して発効されそうになって、慌てて国内整備に向けて動いたということがございます。それで、発効にそのときは間に合えばよかったんですけども、当時でも発効の見込みがなかったTPPの審議などを優先するが余り、結局はおくれての批准となってしまうこともあります。今回も、既に三十六カ国とEUが締結していますので、発効要件は四十カ国のため、またしても、発効に間に合うよう慌てての国内整備になってしまったのではないのでしょうか。この対応の遅さについて、なぜかについて大臣にまずお伺いをさせていただきますか。

○山本（公）国務大臣 パリ協定とは若干事情は違つてはこうかと思えますけれども、正直申し上げて、このカルタヘナ、もしくは生物多様性に関心を持っておられる議員の方々からいえば、多少時間がかかったことは、じくじたる思いがそれ

ぞれあるんだろう、かように思っております。

名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結については、改正の要否やその内容について、関係省庁間でもかなり慎重な議論がなされたということも私も承知をいたしております。

そういう意味において少し時間がかかってきたんだろうと思えますけれども、今回のカルタヘナ法の改正を含めて、可能な限り早期に補足議定書を締結できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。これまでのおくれを取り戻す意味において、確かなものにしていきたいと思っております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

大臣の御決意に期待をさせていただきましたというふうに思います。

次に、カルタヘナ議定書については、アメリカ、カナダ、オーストラリア、アルゼンチンと、遺伝子組み換え作物の生産主要国の栽培面積の約七割を占める国々が未締結であります。この補足議定書の枠外にあるわけです。また、アメリカについては、そもそも生物多様性条約にも参加していないというような現状があります。そのため、完全な国際協調の枠組みにはまだ遠いという意見もございます。

未締結国が遺伝子組み換え作物生産主要国である中、その実効性の確保についてどのように考えているのでしょうか。

また、カルタヘナ法成立時の第五十六回の国会の参議院において決議された附帯決議にあったんですけれども、「国際的な生物多様性の確保を

図るため、生物多様性条約、カルタヘナ議定書を締結していない米国等に対し、あらゆる機会を利用して同条約、同議定書に参加するよう積極的に働きかけること。」というふうに決議がされておりました。

環境大臣として、米国のカウンターパートと話し合いなどは行っているのでしょうか。

○山本（公）国務大臣 現行法では、遺伝子組み換え生物の調達先の国がカルタヘナ議定書の締約国か未締結国かに関係なく、我が国の遺伝子組み換え生物等の使用等を行う者が事前に承認を得る必要がございます。

そのため、遺伝子組み換え生物生産主要国が議定書未締結であっても、現行法の運用を通じ、我が国の生物多様性は確保されていると考えております。

我が国としては、米国を含む非締約国も参加する国際会議の場において、世界の生物多様性の確保を図るためには国際的に協調して対応する必要があるということを訴えていきたいと思っております。

私自身、まだアメリカとは直接の話し合いをしておりませんが、機を見つつ、生物多様性の保全の重要性について発信をしていきたいと考えております。

さらに、生物多様性の保全を含め、今後、トランプ政権が環境政策をどのように具体的に進めていくか、引き続き注視をしていきたいというふうに思っております。

○太田（和）委員 地球温暖化対策と同様に、こ

のことについては本当に地球規模で取り組んでいかなければならないことだと思えます。大臣からも今お話がありましたように、トランプ政権とどう私たちは向き合っていくのかということも大切なことになるかと思えますし、議長国を務めた我が国が、その責任においても、また国際社会でリーダーシップを発揮していかなければならないと思えますので、ぜひ、大臣におかれましては積極的な姿勢を求めてまいりたいというふうに思っております。

次に、法案の中身についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

本改正案は、中環審自然環境部会遺伝子組換え生物等専門委員会によるカルタヘナ法の施行状況の検討について、それと、あと、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書に対応した国内措置のあり方についての答申、この二つに基づいて作成されたというふうに理解をしております。

このカルタヘナ法の施行状況の検討を見てみますと、「施行状況については特に問題はなく、現時点で、制度改正等は必要ない」とされた一方、「補足議定書の実施を担保するための国内措置については別途検討する必要がある。」ともされています。この文脈から、本改正案が補足議定書締結に向けた最低限の国内措置を担保することだけが目的となっているのではないか、そういうふうにも読めるんです。

そこで大臣にお伺いしたいのが、カルタヘナ法

の施行状況の検討及び補足議定書に対応した国内措置のあり方、この二つのそれぞれのパブリックコメントのところ、市民団体等から、現行法の問題点が放置されており、規制強化を求めるといった意見もございました。

さらに、大臣の所信の中でも、「遺伝子組み換え生物の使用等の規制をさらに図るため、」と、「規制をさらに」というふうにおっしゃっておられましたけれども、今回の法案が果たして規制強化というふうになっているのかということをお尋ねさせていただきます。

○山本（公）国務大臣 本法改正は、そのような現状の中で補足議定書を担保するために、これまでの措置に加えてさらに追加的に回復の措置を規定するものであり、必要かつ十分な措置とは考えてはおります。

おりますが、冒頭、小島委員の御質問の中で、私は南方熊楠の例を出しましたがけれども、本当に一度破壊されてしまうと取り戻すことはもう不可能だということを私も信じておりますので、今回の国内担保措置がうまくできましたら、それを生かしていくことに全力を挙げていきたいというふうに思っております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

現行法では、遺伝子組み換え作物の輸入、流通、栽培に関して承認や確認の許可が必要となっておりますけれども、最近ではこの手続の簡略が行われているというふうに聞きました。

これでは事実上の規制緩和になってしまうのではないかなと思えますので、やはり、大臣がおつ

しやつたように、何か事が起きてからでは取り返しがつかないことになってきますので、これは、最低限の措置ということではなくて、本当に規制強化、厳しく厳格に取り締まるような措置にしたいいただきたいというのを申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、使用者の責任のあり方についてお伺いをさせていただきますかと思います。

本改正案は、違法に遺伝子の組み換え生物等の使用がなされ、生物多様性に損害が生じた場合は、環境大臣は使用者に対して回復措置命令をすることができるといふふうになっています。つまり、使用者が責任を負うことになるのは違法の使用時のみであって、適法使用時に発生した損害については使用者は責任を負うことがないということになっています。

補足議定書においては、違法な場合に限定せず対応措置を図るよう求めています。また、EUの指令では、免責となるケースもありますけれども、使用者に責任を負わせる仕組みがとられています。大臣にお伺いしたいのが、例えばEUとは異なり、今回の法案が、補足議定書で求めていることよりもさらに限定的に、使用者責任を違法に使用した場合のみとして、適法使用の場合を除外した理由はなぜなのでしょう。

○山本（公）国務大臣 現行カルタヘナ法は、事前に適切な承認または確認の手続を経た場合等に遺伝子組み換え生物等の使用等を認めております。この事前手続を適切に行って遺伝子組み換え生物等の適法な使用が認められた使用者等が、さら

に回復措置を命ぜられる可能性があるということ、使用者にとって過度な負担となるおそれがあると考えております。

現行カルタヘナ法も、このような考え方に基いて、回収命令の対象は違法な使用者等に限定されているところがございます。

以上から、回復措置命令の対象は、違法に遺伝子組み換え生物等の使用等を行った者に限ることとしております。

なお、補足議定書上、回復措置を命ずる対象者については、締約国に裁量が認められております。私が申し上げたいのは、先生の冒頭の御質問にございました、随分時間がかかったなど。いろいろな意味において随分時間がかかった、こういうことの苦しみをぜひわかっていただきたいなと思っております。

○太田（和）委員 いろいろな御事情があるのかと思えますけれども。

そもそのこの議定書の考え方なんですけれども、環境保全や化学物質の安全性などに関し、環境や人への影響及び被害の因果関係を科学的に証明されていない場合においても予防のための政策決定を行うという、予防の原則から成り立っているものだというふうに思っています。

よって、予防するには、ある程度厳格であることが必要なのではないかと思えます。違法な使用に限定するということは、この予防原則の考え方からも少し外れてしまうのではないかなというふうに私は思っております。

つまり、何が言いたいのかといいますと、日本の

環境政策なんですけれども、日本の環境政策の欠陥は、予防原則とせず、何か起こってから規制強化するなど、対症療法主義であるということではないかなというふうに私は思っております。

この予防原則という観点からなんですけれども、環境と開発に関するリオ宣言においても、「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。」とあります。

少しちよつとわかりにくい文章なんですけれども、要するに、科学的根拠が定かでないでも、それを言いわけに対策を先延ばししてはいけないということなんです。

しかし、日本では、科学的根拠がないものとかについて制限をかけるということとは、非常に慎重的なものではないかなというふうに思います。そして、取り返しのつかない絶対的損失が起こってしまったときに、いつも言うんです、当時の最先端の科学的知識から判断したと。こういう失政の言いわけになっているんだというふうに思っています。

附帯決議においても、「遺伝子組み換え生物等による生物多様性影響については未解明な部分が多いことから、科学的知見の充実を急ぐとともに、「リオ宣言」第十五原則に規定する予防的な取組方法に従って、本法に基づく施策の実施に当たること。」とあります。

先ほども申し上げた措置についても、この使用者責任についても、予防原則というのを十分機能させていただいて、本当に厳格に、厳しく事前に対処していくということが必要であるというふうに思います。世界の潮流からも外れているのではないかと、このことを指摘させていただきまして、次の質問に移りたいと思います。

カルタヘナ議定書第一条の目的は、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性のある遺伝子組み換え生物の移送、取り扱い及び利用には、人の健康に対する危険も考慮した十分な水準の保護を確保することというふうに明記されています。

補足議定書の方にもありました。改変された生物に関する責任及び救済の分野における国際的な規制及び手続を定めることにより、人の健康に対する危険も考慮しつつ、生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することを目的とするとあります。

ここに書かれております、人の健康に対する危険にも考慮ということを経境省としてどのように捉えているのでしょうか。

○山本（公）国務大臣 カルタヘナ議定書は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるあらゆる遺伝子組み換え生物等の国境を越える移動、通過、取り扱い及び利用について適用されます。よって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす範囲内において、人の健康に対する危険も考慮することを規定いたしております。

これを踏まえ、例えば、遺伝子組み換え生物等

から有害物質が環境中に放出されることにより、環境を経由して人の健康に影響を与えるといった可能性を考慮し、現行のカルタヘナ法のもとでも措置が講じられています。

具体的には、遺伝子組み換え生物等から放出された有害物質による動植物に対する影響の評価を行い、適切な措置を講ずることで、間接的な人の健康への影響について未然防止が図られております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

この間に開催されておりました、先ほども申し上げました両検討会、二つの検討会において、どうやら人の健康に対する危険などについては余り議論されていなかったようであります。

遺伝子組み換え技術も日々進歩しておりますし、環境省としても、このことについては、現在何も起きていないから問題はないというスタンスではなく、起こしてはいけないことであるため、予防原則に基づいてでき得る限りの予防策を講じることを原則に取り組んでいただきたいと思っております。

さて、次は、遺伝子組み換えに関連する質問なんですけれども、カルタヘナ法成立時の附帯決議に、遺伝子組み換えの食品についても記述がございました。「消費者の不安が大ききことから、その安全性評価を行うに当たっては、科学的知見を踏まえ慎重を期するとともに、表示義務の対象、表示のあり方、方法についても検討を行うこと。」というふうにカルタヘナ法成立の附帯決議にございました。

そこで、ちょっと、今回の法案とは直結はしな

いんですけれども、関連でお尋ねしたいんですけれども、まず厚労省に遺伝子組み換え食品の安全性確保の仕組みについて聞いてみましたところ、食品安全委員会による科学的な評価の結果を踏まえ、厚生労働省において、その安全性を確認した上で当該品目を公表し、食品としてその流通を認めているというように回答がございました。

しかし、子供への影響の心配や健康志向が高まっている中で、消費者が遺伝子組み換え食品は健康によくないのではないかとといったような不安を持つている方が多いのも事実であります。消費者はこれは遺伝子組み換え食品だろうか知りたがつているのだと思えますけれども、よって、消費者の選択の自由を確保した適正な表示が必要と考えます。

そこで、消費者庁にお伺いをしたいと思いますけれども、遺伝子組み換えか否かを知りたいと思う消費者がほぼ五割いる中で、現状の制度はどのようなになっているのか。また、現在、遺伝子組み換え食品の表示義務の義務づけのあり方について、国内の実態を踏まえて検討を平成二十九年中に行うとされていますが、その検討状況はどうなっているのでしょうか。

○吉井政府参考人 お答えをいたします。

先生先ほど御指摘のとおり、遺伝子組み換え食品につきましては、まず国内に流通しているものは安全だということですが、しっかり評価をされて、安全であるということでございます。

その上で、遺伝子組み換え食品の表示につきましては、制度の実効性を確保する観点から、組み

換えられたDNAやそれによって生じたたんぱく質が最終製品において検出できることを前提としたしまして、安全性審査を経た大豆あるいはトウモロコシ等々の八つの農作物、それから、これらを原料といたします三十三品目の加工食品、これは例えば納豆だとか豆腐等々が該当するわけでございますけれども、こうしたものを対象といたしまして遺伝子組み換えに関する表示を義務づけているところがございます。

一方で、大豆を原料とするものでも、しょうゆでありますとかあるいは食用油、こうしたものについては、組み換えられたDNA等が加工工程において除去、分解をされまして、最終製品においては残らなくて検出をできないというものがございます。そうしたものにつきましては表示の義務の対象とはしていないということでございます。

また、大豆、トウモロコシにつきましては、遺伝子組み換え農作物でないものを適切に管理していても、農産物の生産、収穫が行われる産地でありますとか船積みが行われる輸出港等々の流通の各段階で遺伝子組み換え農作物の混入が生じてしまう可能性がございます。

このため、適切に管理をしていることを前提といたしまして、遺伝子組み換え農作物の混入が5%以下の場合には遺伝子組み換えでないといった旨の表示が可能となっているところでございます。

こうした遺伝子組み換え食品に関する制度につきましては、先生先ほど御指摘もございましたけれども、来年度から検討することにさせていただきます。

これは、二十七年に閣議決定をされました消費者基本計画においても位置づけられておりまして、一部積み残された課題という位置づけでございますので、それを踏まえて順次検討させていただきます。今年度でございますけれども、消費者庁におきまして、現在の仕組みがニーズに沿ったものとなっているかどうか、現状をしっかりと把握をする、これを目的といたしまして調査を実施しております。

具体的には、表示対象品目の検討に係る調査ということで、先ほどの、科学的に分析できるものがどういった対象、今の科学的の見地でどこまで広げられるのかといったようなこと、それから、アメリカ、カナダにおける遺伝子組み換え農作物の流通状況の調査、それから消費者の意向調査、こうしたものを実施しております。制度の見直しに向けてまして、必要な調査を順次実施しているところでございます。

こうした調査につきましては、全て今年度末、この三月いっぱい終了を予定してございます。これらの調査の結果を踏まえて、検討すべき事項について整理をした上で、速やかに有識者等を構成員とする検討の場を設けさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、検討に当たりましたは、諸外国の表示制度等を踏まえながら、どのような表示制度が消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するのか等の観点から、しっかりと検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

つまり、全品対象ではないんですね。さらに、御答弁もありましたように、原材料に占める割合が5%未満であれば表示が不要で、油やしょうゆ、マーガリン、マヨネーズなど、組み換えられた遺伝子やそれによって生じるたんぱく質が検出できない食品の表示義務はないとされています。

EUと比較した場合なんですかけれども、EUでは表示が免除されるのは〇・九%未満で、韓国では3%と、やはりここでも日本は5%という緩い基準になっています。現在検討が進められている遺伝子組み換え食品の表示義務のあり方の結論にも期待をしたいというふうに思います。

最後に、大臣にお伺いをさせていただきますか。

大臣は所信において、御所管でもありませんので、当然、生物多様性について触れられておりました。しかし、政府全体を見てもますますどうなのでしょう。例えば今国会における総理の施政方針演説を読み返してみただけでも、生物多様性という言葉がなかったんですね。

生物多様性保全に係る政府全体の本年度予算を見ても、全庁合わせて約一千四百二十二億円の、前年比マイナス二十八億円、環境省予算は約百七十億円で辛うじて前年比プラス六億円ですけれども、予算額から見ても政府の積極的な取り組みが見られません。

カルタヘナ法に関する環境予算では、遺伝子組み換え生物対策事業というのがあったんですけども、この予算の総額が何と二千万円。規模がち

つちやくて少しびつくりいたしました。大臣も御努力なさっているとは思いますが、環境省としても少し頑張っていたきたいというふうに思います。

最後に、大臣、環境大臣として、その思いだけではなく、実際これからこれぐらいはやるぞという御決意をお聞かせいただければというふうに思います。

○山本（公）国務大臣 二千万という御指摘をいただきました。

ただ、私はいつも、どの施策にしましても、予算というの有効に使って初めて効果が出るんだというふうに思っております。額ではないというふうに思っております。少ない額の中でもそれを最大限生かして、有効に使っていききたいなというふうに思っております。

その意味で、今回のこの法案を皆さん方の御尽力で成立をさせていただきましたならば、とにかく、法ができた以上は、厳正な運用に努めてまいりたいというふうに思っております。法の精神が生きるように努めてまいりたいなというふうに思っております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

最後に、本法の施行状況等を検討する際には、遺伝子組み換え生物等の導入に慎重な立場の学識経験者、農業関係者、そして消費者団体、市民団体など、幅広いステークホルダーを一定数以上加えること、そして、遺伝子組み換え生物等の新技術は日進月歩で変化しておりますので、二年に一度、この法案を見直しをといった方がいいので

はないか、このことを要望いたしましたして、質疑を終えたいと思います。

大臣、まことにありがとうございます。